

公立大学法人名桜大学と琉球フットボールクラブ株式会社との
包括連携に関する協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）と琉球フットボールクラブ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は包括的な連携のもと、甲乙が保有する人材や資産、情報を活用して、甲乙の発展と沖縄県のスポーツの普及・振興と健康増進に貢献することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 運動・スポーツ実施による健康増進・体力強化に係る調査・研究に関すること。
- (2) 運動・スポーツの普及・振興に関すること。
- (3) 運動・スポーツを通じた地域コミュニティの活性化に関すること。
- (4) 教育及び人材育成に関すること。
- (5) その他相互が協議の上必要と認める諸活動に関すること。

（協議）

第3条 前条の各連携協力事項の具体的な内容については、甲及び乙の担当者間で別途協議するものとする。また、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上定めることとする。

（窓口の設置）

第4条 甲と乙は、第2条に掲げる連携協力事項を遂行するため、それぞれに担当窓口を設置する。

（補足）

第5条 甲は、乙の営利事業への協力は、行わないこととする。

（有効期間）

第6条 この協定は、令和元年12月19日をもって発効し、有効期間を1年とする。ただし、この協定による有効期間満了の日から1カ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月19日

（甲）沖縄県名護市字為又1220-1

（乙）沖縄県沖縄市安慶田5-1-16

グランシャトレ安慶田2階

公立大学法人名桜大学

琉球フットボールクラブ株式会社

学長

山里 勝己

代表取締役社長

三上 一

